

熊川下、河原境争い一件とその背景

高崎 勇作

はじめに

川が人々の暮らしとともに密接に関わっていた昔、洪水による流路の変化は沿岸村々相互の利害に大きな影響をおぼしたものである。多摩橋から睦橋にかけての多摩川原一帯は、平井川の合流点も含めて最大幅員七〇〇メートルにもおよぶ広大な氾濫原であった。この辺りは江戸時代明確な境界取りきめも殆んどなかつた地域で、沿岸の下草花・平沢・二ノ宮（以上秋川市）・福生・熊川五ヶ村の利害が複雑にからんで、紛争の多発した所である。例えば明暦三年（一六五七）の二ノ宮村・熊川村の秣場（牛馬の飼料の草葉）紛争をはじめとして、鮎漁場、五日市街道の付け替えなどに関する訴訟のあとが旧家史料によつて窺うことができる。この中でも幕末嘉永四年（一八五一）から同七年にかけて、

熊川村と対岸下草花村との間で争われた河原境に関する訴訟事件は、現在の福生・秋川両市の境界設定の基本線を確立したことで、特筆すべき事件であった。訴訟は近隣八ヶ村ものの村役人達が仲裁に入り、内済（和解）の形で結着をみたのであるが、この争いについては、市史本編で詳述されると思うので、ここでは事件の概要について触れ、紛争を提起するに至つた下草花村の内情や、関連史料集録の経緯などについても述べてみたい。なお事件の対象となつた地域は、牛浜坂下から睦橋へかけて、現在の南田園を包轄した多摩川原一帯であるが、特に争論の中心となつた所は、牛浜坂下から五日市線鉄橋附近へかけての地域である。

この事件の原告下草花村は、福生村の対岸に位置し、幕府の直轄領（御料）と二つの旗本領（私領）の異なる三つの支配系統（三給入あい）をもち、村の総生産高は、玄米に換算

して（村高）三六〇石余り、全村の六割を山林に占められ、戸数約一一五軒の村、被告熊川村も同じく三給地で、村高五六〇石余、一五〇軒ほどの村である。

福生市では近年、石川酒造家文書の公開も追々進み、本事件関連史料も、稀薄だった嘉永六年のものが数点発見されたことで一、二新事実が判明したものの、秋川市側の史料は、市史編さん時に収集されたものに拠つたため、同市史と大筋で内容が重複することを予め書き添えたい。

事件の発端

この訴訟に熊川村御料分名主弥八郎とともに、終始かかわった私領内出の元名主直右衛門（内出家）の『一件中日記』によると、嘉永四年十月、熊川村牛浜坂下にある河原水田について、下草花村より異議の申入れがあり、同月四日双方の村役人達が牛浜坂に集い、河原境についての協議をおこなっている。その際の両村の主張は「ガケ下三間（五メートル）通りを除き、すべて当方の分」とする下草花村、「当村の申伝えは、かね掘(1)より滝山古城見通しが境界」とする熊川村の主張が互いに相容れず、この日の協議は物別れに終っている。下草花村はこの時点で、提訴は既定の方針であったか、翌五日には出訴の意向を熊川村に伝え、訴状に必要とする熊川村役人達の姓名書を受け取っている。同七日下草花村は、御料分年寄佐兵衛、私領名主藤

七、同米蔵など四人が訴訟準備のために出府し、三十二日間在府ののち、十一月九日帰村、直ちに十二月二日付の出うけて、熊川村では十一月廿五日、弥八郎・直右衛門など四人が出府し、日本橋馬喰町の公事宿、秩父屋を拠点に、これから二年五ヶ月にわたる訴訟に入るのである。

訴状の大要

武州多摩郡下草花村訴訟人佐兵衛外式人奉申上候、当村方の儀は玉川付にて相手熊川村地境の儀は、平井川古川通り同村礼拝森へ見通し、東北下草花村、南は熊川村ときめ鮎猟などいたし來り候處、享保度の玉川熊川村ガケ下通り相流れ居り、右川縁字下河原芝地の分、同九辰年中御代官岩手藤左衛門様へ開発相願候處、相手方ならばに同国二ノ宮平沢三ヶ村の者共差障り候處、熊川二ノ宮両村は地境納得いたし候えども、平沢村ニテ我意申張り、よんどころなく同村と出入におよび、同十一年年十二月中、平井川古川ヲ境東北は下草花地先進退の河原御裁許仰せ渡され候ニ付右芝地追々切起、同十八丑年、明和三戌年中御高入又は反高見取畠など仰せ付けられ御年貢上納まかり在候處、其後変地いたし、當時下草花村本田の内へ川瀬附寄り候次第ニテ、両度の御高入の場所不残亡所ニ相成、近年追々地味立直り候間切開申度、当亥

年中江川太郎左衛門様御役所へ申立候處、相手の者共、

川中央境にて享保度玉川古川東の方一円熊川村進退の由にて字牛浜下ガケ通り迄理不尽ニ田地開発いたし、平井川古川東北の地所は熊川村ガケ下迄河原地の分一円訴訟方進退ニ相違なき處、彼是申紛し候段心得がたく、精々掛合候えども不法申張更々取敢申さず、捨置がたく、是非なく今般御訴訟申上候、何卒御慈悲ヲ以て相手の者共召出され、御吟味の上享保度立合絵図面の通り、元平井川古川境、東は往古玉川敷ヲ境に取りきめ、向後私村方芝地へ理不尽ニ起返など仕らざる様仰付けられ下し置かれ度願上奉り候（仮名づかいなど一部変更）

この大意は、享保十一年平沢村との訴訟事件（後出）の際の裁許状（判決文）と同年四ヶ村立合取りきめを守り、下草花村芝地の不法な開発を差止める様とのことである。

第一回目の評定予定日は、將軍家の法事のため、その他市中の火災による評定方の罹災などで幾度か延引し、初回の審理が開かれたのは、暮も押迫った廿五日であった。原告側私領名主藤七方（秋川市草花小山茂昌家）に残る数少い一件史料で、藤七が在府の際懐中したとみられるメモ帳には、この日原告側で提出した証拠書類は、享保十一年の裁許証文、同九年四ヶ村立会絵図面、明和九年往還出入書類（）などである。この一回の審理だけで、年末のため双方共約一ヶ月ほどの正月帰村を許されるが、翌年二月には

近隣諸村の仲介の動きが早くも見られる。

柴崎村名主鈴木平九郎（）の『公私日記』（立川市教委蔵版）によると、嘉永四年十二月四日の条に、第一回目の審理が流れたことを記し、翌年閏二月五日には、事件取り扱い方（調停）相談のために、羽村茂十郎、瀬戸岡村為助など六人が、辯島村名主宅へ会合、同七日の条は記述の大半をこの事件に割き、論所（争いの場所）の確認などを行なう両者の主張を聴取した上で、在府して係争中の両当事者に提示する調停案として、境界線を牛浜坂から七十間（一二六メートル）離れた熊川村死馬捨場附近として、調停役五人の意見の一致をみた旨が記されている。しかしこの七十問案が不調に終つたことは、その後の訴訟の経過からも明らかである。同年七月には争論地に隣接する福生村平沢村も引合（）として出廷を命ぜられ、以後審理は四ヶ村を対象におこなわれる。この四ヶ村は争論地の詳細な絵図面の提出を求められ、七月十七日から同廿五日にかけて大規模な測量をしている。公私日記によると、平九郎をはじめ近隣の村役人八人も終始測量に立会い、調停工作も活発に進められた模様である。測量終了後も調停人たちは福生村名主宅に滞在して、評定所に提出する絵図面の作製や測量記録の整理に当っている。その際作られた争論地周辺の詳細な絵図面が、現在平沢村名主与兵衛方（内田嘉一郎家）に伝存するが、測量記録「論所分間野帳」（）と併せ

て当時の地形を知る上で極めて貴重である。この測量は本訴訟事件の中で最大の山場であつたらしく、伝存史料のかなりの部分がこの時期に集中する。

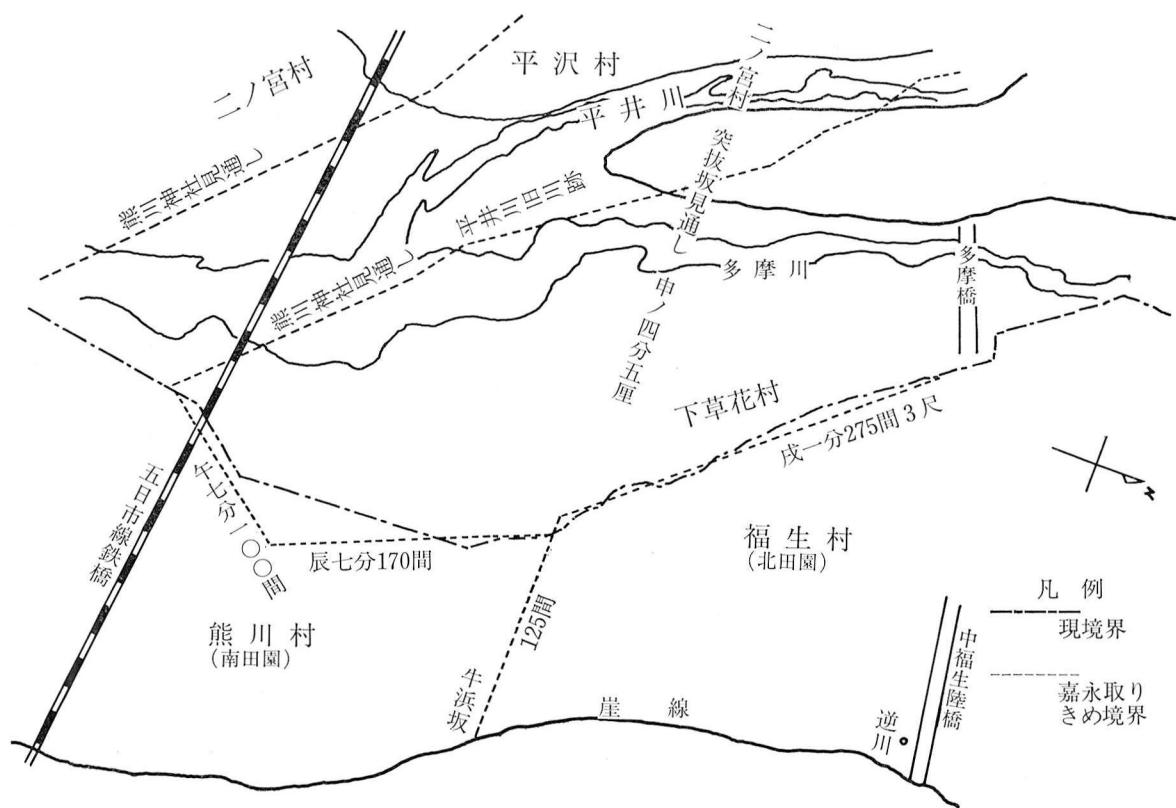
翌嘉永六年六月十四日、評定所は話し合いの進展と争論地所の確認のため係り役人（論所地改め手附）二人を現地に派遣し、同時に調停人も地所の折半、または四分六分割案を両者に示すが、この時点でも下草花村は執拗にガケ下三間、通りを主張したために、斡旋は不調のまま、調停人は当日、係り役人も同十八日に現地を離れている。しかし同年十月に入ると、下草花村は從来の姿勢を軟化し、ガケ下から六十間（一〇八メートル）まで認める旨の譲歩案を出してくる。被告熊川村惣代弥八郎の日記（石川弥八郎家）十月廿六日の条は：示談掛合致候処、矢張右同様六十間の余ハ一切勘弁、不致趣申候ニ付示談不行届ニ付其儘相分れ：と記しているが、六十間とは後に記す様に、訴訟の端緒となつた熊川村造成の水田を、辛うじて認めるぎりぎりの線である。この日記の外には原告譲歩の経緯を知る史料はないが、和解を優先する幕府側の強い意向が働いたことは充分推測できる。こうした膠着の状態は翌年まで続くが、評定所は再び係り役人を現地に出向させ、強硬に事件解決を計る。嘉永七年四月七日から廿一日にかけて、二人の役人と調停人達の和解工作も併せて進行し、事態は急速に解決に向かう。

両者の合意した線は、当初原告側の主張とは相當隔たる

牛浜坂から百廿五間（二二六メートル）の地点を境界とするものであった。下草花村が從来の主張を捨て、和解に応じたのは極力裁決を避ける幕府側の意向もさることながら、終始仲介に奔走した瀬戸岡村（秋川市）為助、羽村水番人指田茂十郎など近隣諸村役人達の尽力の成果でもあつた。さらに長期に亘る訴訟関係負担の累積が村方疲弊の因をなしていたことも、終熄に至つた一要因と考えられる。

済口証文の大要

（前文略）下草花村ニテ享保明和御高入田畠ならびに見取田畠、合セテ反別六町八反八畝武拾六歩、熊川村ニテ年曆不知御検地請田畠屋敷、合セテ拾武町三反八畝拾八歩の川欠地と申立候双方地先論所河原地の儀、今般とくと立合の上地所いち／＼取調候処、福生熊川両村境字牛浜坂下御分間九番杭より論外二ノ宮村地内字突抜坂へ見通し、申四分五厘百廿五間目より辰七分百七拾間出、同所より熊川村にて玉川古瀬跡と申立候窪地中央平沢熊川両村熟談致候ろ印五番杭へ午七分百間にて引付、両方下草花村、東方熊川村と定、双方申立候田畠は右境内にこもり候儀と相分り、猶又同所より古瀬跡中央を論外二ノ宮村境迄引付、西方平沢村、東方熊川村と相分り、下草花村と平沢村境の儀は前々の通り平井川古川筋を境、川上は下草花村、川下は平沢村地内と相守、且又下草花村と



嘉永年間取りきめ線引と現境界

福生村境の儀は、前書九番杭より前々の通り突抜坂へ見通し百三拾間出、夫より戊辰分式百七拾五間三尺にては印九番杭へ引付、西方下草花村、東方福生村地内と相分り、同杭より川上の方は、玉川瀬筋何れへ附寄候共河原中央を地境と相守候筈取りきめ、扱は魚漁の儀は何れへ変瀬いたし候共、前々の仕来の通り相互に差支なき様漁事いたし候の事（後文略）

合意文書の大意は、牛浜坂下の一地点から、秋川市二ノ宮一一六番地附近にある突抜坂へ見通した線（申四分五厘）の二二六メートル地点、これは文政年間の古流跡といわれていて、この流跡に添つて境界線を引くと、下草花面で主張している検地帳記載の田畠も、熊川村主張の田畠面積もそれぞれの境界内に含まれる筈といふもの。

原告主張の背景

斯くて二年有余に及んだ訴訟事件は、漸く和解に至ったが、自村から東南遙かに隔てた熊川村の、ガケ下までも領有を主張して提訴に踏みきった下草花村の、一見不可解な

行動には如何なる内情があつたのだろうか。これについて公私日記嘉永五年閏二月七日の条は「：玉川両縁村々のうち村前通り少も進退（自分の土地）これなき村、外に類例これなく」と原告主張を批判する。下草花主張の背景を考えるにあたり、この一件より約七五年以前、明和九年（安

永元年・一七七二）に起きた熊川村福生村対下草花村の河原道路付け替えに関する訴訟事件（往還出入）を、嘉永事件の伏線として捉えてみたい。

前年、明和八年七月の洪水によつて、牛浜坂を経由する従来の五日市街道は、数本の水流に分断されたために、当時熊川村持ちの渡船だけでは河原の通行が不可能で、この外に三つの橋の架設を余儀なくされた熊川村は、架橋の費を避くための窮余の策として、街道を迂回させて、下草花村分の河原田地内の通行を認める様同村に求めた。これに対しても下草花村は「大切な御田地取りつぶし、往還に仕度段心得がたく、福生村地内逆川道通行仕つらせ候様」と自村田地内の通行を拒否し、五日市街道を福生村地内の逆川（中福生陸橋直下）経由に付け替えるよう主張したため、福生・熊川両村が原告となり、翌年四月から四ヶ月にわたって争われた事件である。結局係争中の同年八月二日の大洪水によつて、流路が変化し、紛争以前の状態に戻つたために、一件は争点を失い、原告が訴訟を取り下げて幕切れとなつたものである。

この八月二日の大洪水によつて、多摩川流域各地で水害をうけたが、下草花村でも河原水田のみならず、森山地区では堤防や本田（検地帳に記載された永久田）までも押流すほどの甚大な被害があつた。この水害復旧について、下草花村役人から御普請場所見分役人に宛てた一通の歎願書があるにあたり、この一件より約七五年以前、明和九年（安

何故か熊川村私領名主（石川元八家）宅に伝存する。それに
よると、八月二日の大洪水は、下草花村森山地先の堤防や
水田に大被害を及ぼしたばかりか、その時以来多摩川の本
流は自村下を定流するようになつたが、此所より遙か上流
にある堤防や棚牛は被害を受けることなく、堅固に保って
いて、この堤防の先端が低地になつてるので、其所を瀬
浚いして、本流を締めきれば、従来通り本流は熊川村の方
へ流れ寄り、田畠を流された下草花の多数の農民が帰農で
きる、というものである。

これは森山地区より相当上流に、多摩川流路の制御可能
な地点の存在を示すものである。この地点を現在の永田橋
東詰附近と推定した場合、享保期以降福生村でも河原水田
の開発は行われていて、その水田防護のための築堤も当然
進められていた筈であるから、その堤防が先頃の洪水の際
も堅固に保つていて、そのため流路が下草花村側へ寄つ
たとなれば、さらにこれを強化し、延長されることによつ
て、本流が永久に西側に付け寄る、との危惧を下草花村で
は、既に嘉永訴訟を起す七十年余り以前から抱いていたと
みられるのである。

明治前期に編さんされた『福生村誌稿』には、河原水田
水害予防のための堤防が五六〇間（約一〇〇〇メートル）と
記載され、築堤の時期未詳とされている、おそらく嘉永期
には相当規模の築堤がなされていたのであるまいか。福

生村の堤防によつて、水路が自村側を定流する危険性が増
大するとなれば、下草花村としては、多摩川の東側（熊川
村側）に、可能な限りの土地を確保する必要が生じてくる。

そこで、この訴訟で原告主張の最大のよりどころとなっ
た享保十一年（一七二六）の平沢村と下草花村との、やはり
多摩川原をめぐる訴訟事件について考えてみよう。

八代將軍吉宗は、当時進行していた幕府財政の危機を阻
止するための、いわゆる享保改革の一環として、全国的な
規模で新田開発を奨励した。享保九年、代官岩手藤左衛門
のとき、この辺りでも沿岸村々が競つて河原芝地の開発に
着手したが、やはりこの地域をめぐつて、熊川・二ノ宮・
平沢・下草花の四ヶ村が境界問題で紛糾し、最後までもつ
れた平沢村と下草花村が訴訟に入つたものである。事件は
和解することなく、同十一年に至つて「平井川古川を境、
北東の方草花地先の河原自今草花村支配つかまつり、平沢
村より一切差縊べからず」との下草花有利の裁許（判決）
が下された、といわれる。これは熊川神社（礼拝森）から
平井川の古流跡を見通した線の、東北（上流にあたる）は下
草花村分との意であり、その頃多摩川の本流は東寄り、熊
川村のガケ下を流れていたのであるから、河原巾すべて當
村のものというが下草花村の解釈である。この裁許証文
を後楯にして、熊川村と争うのだが、現在下草花村旧家史
料の中に、この裁許状の写は勿論、享保の事件を示すもの

は全く見当らない。しかしこの事件の際、一方の当事者であつた平沢村名主宅（内田嘉一郎家）に「享保十一年下草花

村平沢村境論絵図面」一枚が残されていたため、僅かに事件の実在が認められたほどである。

下草花村が何故これほどまで河原地に執着するのだろうか。年代はやや下るが、先出の小山茂昌家安政七年（一八六〇）三月日付の「株場絵図」によると、嘉永事件の際に取りきめられた河原芝地のうち約三町歩を、四十人程の農民に分与している。そしてこの絵図面に貼付された議定書の一節には「今般下モ川原、享保明和兩度御高入場所ならびに反高見取芝錢の場所、小前一同立会相談仕候處、高瀬表、草花折立江入西ヶ谷戸の儀は、場所相違ニ付、江入山にて割渡申候」との記述があり、下草花村を構成する六集落のうち、前記五集落は株場を江入山（草花丘陵）にて割り当てたとのことである。残る一集落は森山地区であるから、絵図中の河原芝地を与えたのは、森山の農民全員と、ほかに嘉永訴訟の際に尽力した他地区の者数人に、惣代世話料の名目で一筆宛贈されている。このことから、河原地を最も必要としていたのは森山地区の農民であったと考えられる。多摩川と平井川の合流点に位置し、眼下の広大な氾濫原にのみ依存してきた彼等の突きあげがあつたからこそ、調停人の再三にわたる和解案を拒みつづけ、ガケ下三間通りに固執した。事実この訴訟で、原告側惣代として終

始奔走した佐兵衛は、御料分森山の年寄役である。

最後に下草花村が嘉永年間に至って、訴訟に踏切つた時代的な背景をみよう。先の平沢村名主内田家には、嘉永五年七月の四ヶ村立会測量の際作られた絵図が残されていて、事件の端緒となつた熊川村造成の水田について、間尺入りで詳しく描かれている。それによると、牛浜坂直下のホタル公園から、第三中学校附近へかけて、長辺一〇〇メートル、短辺二三メートル、長さ二七〇メートルの台形をした

約一・六ヘクタール程の水田である。この水田を防護するための堤防は、馬踏部（堤頂）一・八メートル、距離二七〇メートルで、用水は福生村水田の流末を導用している。絵図でみると、熊川村が返答書の中で述べているように、かなりの長年月を費して造成されたことが領ける規模のものである。原告側が敢えて嘉永期になつて、この水田に異論を唱え訴訟に及んだ裏には、上流部にある福生村の水田開発も遠因になつたのではないか。福生村の本格的な水田は文政期（一八二〇頃）に始まつたとされ、嘉永期には相当規模の造成が進んでいて、水害防備のためには相応の堤防や、その外側には水勢を緩和するための棚牛などの工作物も設置されていた筈である。中世期には福生郷と唱え、一つの行政体であつた福生・熊川両村は、江戸期に入つても近い関係にあつた。とくに幕末天保期以降両村の親密の度合はさらに深まつてゐる。それはこの時代、御料福生村

の名主重兵衛（圭蔵）と熊川村御料分名主弥八郎（和吉）は、上川原村（昭島市）指田七郎右衛門家から、それぞれ両村の名主家へ養子に入った実の兄弟であった（『多満自慢石川酒造文書』第三巻）。下草花村が虞れることは、両村が血縁の結束で連携し、この堤防を強化延長することによって、熊川村の水田は安定し、逆に川は常に自村下を定流し、下草花村の既得権益までも侵されることであったろう。事実この事件和解後、福生・熊川両村は本格的な築堤に着手し、とくに熊川村は福生村属地を借用してまで水田防護に意をそいだ。その結果多摩川の本流は常に西寄りを流れるようになり、安永期以来抱きつづけてきた下草花村の危惧は現実のものとなつたのである。

おわりに

「下河原一件」と呼ばれる訴訟事件も、結局和解の形で落着したが、原告側の意図とは遥かにかけ離れた結末であった。公私日記嘉永七年四月廿一日の条は「下草花地論一件、羽村茂十郎瀬戸岡為助外二人立入熟談に相成り：熊川村十分勝利の由なり」と記す。こうした敗北感のためか、下草花村にこの訴訟事件と直接関わる文献史料は極めて少く、僅かに二点のみで、その中の一点は流失文書として、現在は福生市側に所蔵される。

一般に新田開拓の場合、はじめの数年間は、反高場ある

いは見取場と称して、年貢負担はきわめて低率であった。

ここでは水田壱反につき米五合の負担である。農民にとつて有利とみられる低率の年貢制度も、河原水田については例外であつて、その造成のためには、莫大な労力と経費を必要とした。時代はさかのぼるが、宝暦十一年（一七六一）

「河原新田普請帳」（石川元八家）には「一反武畝歩の田、七十三人と錢六貫八百六十四文にて成就なり」との記載があり、新田造成の困難さがしのばれる。その上に洪水は毎年襲つてくるから、その水害防止の築堤工事等への労力奉仕を考えれば、一般の農民には水田を維持してゆくことは、極めて困難であったに違いない。二ノ宮村永田家の慶応三年「河原流地書出帳」によると、流失水田四反七畝のうち、二反歩は中神村（昭島市）中野久次郎、瀬戸岡村為助など

村外の金融業者か有力農民所有となり、残りも村内の富裕層の人達によつて占められている。また同村河野清家の明治六年「損地書上帳」では合計六反歩の流失水田のうち、前書中野久次郎、小川村儀左衛門などやはり村外の豪商と呼ばれる人達の持地が六割を超える。この様に、氾濫原に開発された水田ばかりでなく、本田と呼ばれ検地帳に登載された安定田さえも、一般農民にはその維持管理は困難であつたらしく、質地などの形で移転がおこなわれたのであらう。この様な状況は熊川村についても同様であつて、毎年くり返す冠水被害と、堤防工事への労力提供に耐えられ

なくなつた一般農民の中には、水田の所有を放棄する者が多発したと伝えられている。

註(1) 福生市牛浜一五番地所在、往昔湧水の豊富だった立川段

丘崖下の集落、原ヶ谷戸附近の水を集めて流れた野川と推定され、玉川上水開削工事などで川跡は殆んど消滅し、現在第七小学校舎東側の旧多摩川崖線上に壟地として残る。

(2) 秋川市草花七一二番地 小山弘光氏蔵、洪水後の分流によって、従来の路線の通行に支障が生じたため、暫時の策として下草花村河原地内の通行許可を求めた熊川村に対し、自村田地の通行を拒否し、逆に福生地内へ街道の付け替えを求めたため、福生熊川両村と四ヶ月にわたり争ったときの史料で、訴状・返答書は勿論、奉行所での審理の様子が問答形式で描かれ、審理の際の訴答両者の配置等までが克明に記されている。

(3) 「公私日記」の著者(一八〇七~一八六四)、多摩郡柴崎村(立川市)の名主で、日野宿組合四十四ヶ村、同宿助郷三十七ヶ村、御伝馬惣代勤方の指揮など数多くの役職を兼務し、近郷の公事取扱い(訴訟時の調停役)もその中の一つ。

(4) 福生市福生一〇〇四番地 池谷富雄氏蔵、嘉永五年七月の測量の際の記録で、牛浜坂を起点として、各方向にいろは別に杭を打つていった方角と、間隔が間尺を用いて記さ

れている。この中の書き込みの一部に、中世の謎の水路、長者堀についての記載があり、福生の地域史を考える上で貴重な示唆となつてゐる。現在同一内容のものが二冊残されて居り、一冊は測量現場での野帳とみられ、他はこれをもとに先出の平九郎が福生村名主宅で清書したものと考えられる。

(たかさき・ゆうさく 福生市史近世調査員 北田園在住)